

介護保険につ

介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険施設利用時の食費および居住費(滞在費)は、介護保険の対象外のため自己負担となっています。そこで、所得が低い人などの負担を軽減するために利用者負担段階を設け、該当すると認められた人には「負担限度額認定証」を交付しています。

なお、お手元の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も施設を利用される場合は、健康福祉課に申請してください。

*該当する人

世帯全員(別世帯の配偶者含む)が町民税非課税の人

*利用者負担段階

第1段階	<ul style="list-style-type: none">生活保護を受けている人食事・居住費の減額を受ければ生活保護を受ける必要のない人預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の人
第2段階	<ul style="list-style-type: none">合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円以下の人
第3段階(1)	<ul style="list-style-type: none">合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円以下の人
第3段階(2)	<ul style="list-style-type: none">合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円以上の人預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円以下の人

※令和3年8月より食費および居住費(滞在費)の負担額に一部変更があります

介護保険負担割合証の更新のご案内について

介護保険負担割合証とは、介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担額が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。

負担割合証の有効期間は7月31日となっております。更新が必要な人には7月中旬頃にご自宅または介護施設へ郵送します。

健康福祉課 ☎32-1105

～今の暮らしに快適さと安心を～

1日で工事完了!

採風玄関ドアリフォーム

壁や床を傷つけず「いってきます」から「ただいま」の間に工事が完了する簡単リフォームです

その場ですぐお見積りします
まずはお問合せください

鍵を閉めたまま換気ができる!
防犯性・断熱性もアップ!

株式会社 現代設計事務所
〒503-0931 大垣市本今4丁目17番地 ☎0584-89-6663
受付時間：9時～18時(土日祝もOK)

RE-HOUSE 外壁塗装・屋根工事専門店
株式会社 エイトリハウス 養老町大場 888-8

雨漏り修理 塗装 漆喰 防水
雨樋・板金 大工・窓サッシ 白アリ

養老密着の外装専門店をお探しの方お電話を!

☎0120-35-1557 代表取締役 三輪大介